

様式第2（第5条関係）

会議録

- 1 附属機関の名称
犬山市子ども・子育て会議
（令和7年度 第2回）
- 2 開催日時
令和7年11月28日（金） 午後1時30分から午後2時55分まで
- 3 開催場所
犬山市保健センター 2階 視聴覚室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員
関谷 みのぶ、中根 綾、余語 尚子、伊藤 牧、善田 玲奈、古澤 泉、
武藤 亜樹、新井 理恵、寺沢 有規、丹羽 孝浩、岡田 寿美代、小幡 千尋、
木村 和美、長妻 典子、玉置 幸哉、小川 隆弘、橋村 晴美
 - (2) 執行機関
兼松子ども・子育て監、高橋子育て支援課長、中村子育て支援課主幹、
大澤子育て支援課長補佐、菫澤子育て支援課統括主査、小林子育て支援課主査、
上原子ども未来課長、伊藤子ども未来課主幹
 - (3) その他
なし
- 5 議題
 - (1) 第1期犬山市こども計画代用計画（こども誰でも通園制度）について
 - (2)（仮称）犬山市こどもの権利条例について
- 6 傍聴人の数
0人
- 7 内容
別紙のとおり

(別紙)

令和7年度第2回犬山市子ども・子育て会議 要旨

- あいさつ (兼松子ども・子育て監)
- 資料確認
- 出席報告・会議成立確認
- 議事

(1) 第1期犬山市こども計画代用計画(こども誰でも通園制度)について

事務局

【説明】

委員

数字ばかりの説明で、皆さん聞いていてもなんのこっちゃいなというところがあると思いますので、まず制度について、少しお伺いしたい。

今でも一時保育とって園の方で一時的に預かるようなルールもありますが、それとの切り分け、今回1ヶ月10時間という短い時間で国は定めてきてるんですけども、その切り分けをどうしていくのかっていうのが1点。

もう1点は、常日頃、犬山市の保育士の数が足りないよってというようなことを我々議会もよく聞いておりますので、その中で今回、この新しい事業をやることによって保育士を確保しないといかんな、という風には思うんですけども、その辺の人員体制はどうなってるのかっていうことをお伺いします。

事務局

まずは、一時保育とこのこども誰でも通園制度の違いは何ですかというご質問です。

お子様を施設、保育室でお預かりする、保育するという行為自体は全く同じことをするわけなんですけど、大きな違いは一時保育の利用の場合は保護者の方が就労や就学、家族の病気、冠婚葬祭、家庭での保育が難しい理由が必要になります。そういった理由を持ってお預かりするのが一時保育となります。ご紹介させていただきましたこども誰でも通園制度は、理由を問わず、誰でも利用できるのが大きな違いになります。

一時保育が保護者の立場からの必要性というところに対応するものに対しまして、こども誰でも通園制度は保護者のた

めに預かるというのではなく、お子様が通うというお子様を主体にした考え方を基本としております。家庭にいただけでは得られない様々な経験を通して、子どもが成長していくように、子どもの育ちを応援することが主な目的としております。

以上が一時保育とこども誰でも通園制度の違いとなります。

それから、保育士の確保はどうだというお話ですが、この事業自体は全国、全自治体が4月から必ずやらねばならない事業となります。犬山市だけやりません、という選択肢が全くない状態になります。ですので、公立、民間どこかではやらなければいけない事業でございますので、犬山市としてはまずは公立1園と、今相談を受けている施設がございます。従って、保育士をそこには配置をさせていただくこととなります。

冒頭、子ども・子育て監から来年度に向けた入園の申し込み状況の説明がございましたが、まだ確定しているわけではありませんが、児童の来年の入園の状況も鑑みまして、保育士は適切に配置していきたいと考えております。

委員

引き続きですが、一時保育の中にもリフレッシュっていう項目があると思うんですけども、正直、多分今の説明を市民の母親たちが、お知らせ、お手紙で読んだとしても、なかなかこの振り分けが難しいのかなと思うのが1点と、羽黒南で行われる、ということで、部屋は一時保育のこどもを預けさせていただくお部屋があると思うんですけど、そこは別で、こども誰でも通園制度で来るこどもたちを預かるお部屋は確保されるということなんでしょうか。それとも一緒に保育されるんでしょうか。

事務局

保護者の方、利用される方が私はどっちに行ったらいいんだろうっていう素朴な質問は最初に出るのかなと思っております。

先行してる自治体が全国にあります。説明が難しいというか、保護者にとっては非常に切り分けが難しい、今日は誰でも通園制度でいくんだ、私は一時保育で行くんだ、っていう切り分けがあいまいなところがあるので、それは国の検討会でも議論されてきました。

こども誰でも通園制度は、今日使いたい、明日使いたいと言ってすぐ使える制度ではないんです。最初に保護者の方が、全部電子申請になるんですが、市の専用電子申請で利用の登録をしていただく。利用登録していただくと、市が審査をして、こども誰でも通園制度の支給認定をして認定証をお出しすることになります。その認定証をもとにして、今度は、国のシステムでその認定証を持って保護者の方がどこの施設を利用しようかっていうことで、自分で選んでいただきます。そこで選んでいただいて、その施設と最初に面談の予約をしていただいて、その先に、利用はいつにしましょうというので、利用日を決定するというので、今、委員の皆様からもちよっと失笑される、表情がよく物語ってる話なんですけど、こちらも全く同じ状況なんですけど、順番を踏んでいって利用するっていう形になります。

それに対して、一時保育は申し込んで最速であれば緊急でもお預かりすることができるので、保護者の状況、お子様の状況にもよりますが、こども誰でも通園制度ほど時間がかからない、ただ、それはあくまでも保護者様の都合によってお預かりする。こども誰でも通園制度は、子どもが他のお子様と、お友達と環境の中で関わっていく子どもの繋がりだったり、子どもにそういうところに通わせて家庭じゃないところの経験をしてもらいたい、という子どもを主体とした事業である、というのが根底にあるものですから、時間的には計画を持って実施するのがこども誰でも通園制度で、保護者のリフレッシュも含めた、そういった事情でお預かりする場合、すぐに預けたいっていう時は一時保育になるのではなかろうか、ということとは想定しております。

実際、他の市町のホームページで緊急で使いたいですか、使いたくないですかでイエス、ノーを選択する項目がありまして、イエスとなると、一時保育を案内されるようなフローチャートもあります。

始まっていく中で、中途半端な説明ではいけないのですが、利用が始まると、緊急性やお母さんたちのご都合で預かる場合は一時保育を選択されるのではなかろうかと思っております。

もう1点が、羽黒南で一時保育のお部屋と別ですかという話ですが、一時保育を実施させていただいてるお部屋と同じ

お部屋を使わせていただきます。

国の方からも、特にここからここが一時保育のスペース、ここからがこども誰でも通園制度のスペースですよ、といった区分けやパーティションで仕切るような、そういったことはしなくても良いということで、通知が来ております。

従いまして、実施する場所は羽黒南の一時保育を実施しているところで、進めていこうかと考えております。

委員

ありがとうございます。そうしますと、こども誰でも通園制度ですと、実際の保育に慣れるというか、お子様との交流を目的、最初の説明からだたとえば3歳の子がお願いしますってやってきました、そうしたら3歳児の子たちがいるところのお部屋と一緒に過ごすのかな、という理解をしてたんですが、今の説明でいくと、一時保育の子たちが入るお部屋で合流して一緒に生活をするということになるので、ちょっとその目的と説明を聞いた限りだとずれるのかなという風を感じました。一時保育で預けるお部屋は、他のクラスの子たちの交流がないと思うので。そこの明確な説明が4月に向けてであると、預ける方も選びやすいのかなと思いました。

前回の会議でも話が出たように、電子システムの登録になるという風にはお答えいただいたので、多少は改善されているのかなとは思いますが、手続き、また大変なんだというふうに改めて感じました。

事務局

ご意見ありがとうございます。改めてご説明させていただきますが、この制度は0歳6ヶ月から3歳未満のお子さんを対象としております。

他のお子様との交流のお話でしたが、公立保育園では、一時預かりのお子さんも通常の通園で通っていらっしゃるお子さんと交流を全くしないわけではないものですから、ずっと一緒に保育をするわけではありませんが、交流が全くないわけではないので、子どもにとってはほかにお子様がいる環境を体験して体感してもらうという、保育のサービスを受ける、という形になるのかと思っております。

会長

前回もこういうお話をしたと思うんですけど、利用者側がスムーズにできるような仕組みというのはどうしても大事に

なってくるので、上手に宣伝も含めて情報の提供をしていただけるといいなという風には思います。主体が違う、制度が違っていると、理念と考えることが違うように思えるんです。利用する側はどうしても同じ筋になりますので。もうちょっと工夫をしていただけると。ちょっと大変だとは思いますが、よろしく願います。

委員

こども誰でも通園制度、いよいよ始まっていくんだなという風に思って聞いていました。

一時保育は犬山市内のお子さん、犬山居住のお子さんに限って、基本的にやってるかなと思うんですけど、誰通の自由利用みたいな、これ国で説明した時にはどこに住んでいても、自分の居住じゃないところでも、例えば出張先で預けたいとか、遠いところの歯医者に、どうしてもそこの歯医者に行きたいとか、県をまたいで、というのも利用できますっていう風になってたんですけど、自由利用は絶対しないといけないのか、犬山でどんな風に考えてるのかなっていうことを1点聞きたいのと、定員数なんですけど、1日14人、何箇所かで14人っていうイメージで良いですか。

事務局

県をまたいだり、市をまたいだりっていう利用ができますかというお話ですが、この制度、利用できます。

ちょっとどんなケースが想定されるか、今ずっと出てこないですが、国からは市をまたぐ利用についても、それぞれの自治体は拒んではいけないということになります。ただし、これもはっきり明確にされてるわけではなくて、やはり自治体も基本は市民の方、市民のお子様を優先したいというところで、この思いはどこの市町も同じです。従いまして、これも国の方に要望として出しております。

そうしたところ、国からの最近の回答では、当該市町村で使われるお子さんの枠を優先枠として先に確保して、システムで入力する時に優先して先取りができるようなことでの配慮はできますが、市外の方を拒んではならないというような通知もございます。

その辺りの優先枠の確保の仕方というのはどれだけの人数が申請されるのかっていうところもございますが、現状としてはルール上で行きますと、市外の方もお受けしなければい

けないというような形となります。

それからもう1点が14人のお話です。この必要定員数0歳児が2人、1歳児が6名、2歳児が6名とございます。こちらは1日あたりの最低受入定員数として算出したものです。

これから民間の事業者の方に正式にお声かけしていった場合に、どれだけ枠を確保させていただけるのかというところもありますので、4月以降の利用によっては、さらニーズが高ければ、定員数というのを変更していかなければいけないのかなと思っております。

今日説明をさせていただきましたとおり、初めて行うところで、私どももこの制度について使ってみようという方がお見えになるかっていうのが全く手探りの状態でございます。従いまして、順次変更等はして対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員 他市では一時保育と誰でも通園制度を両方利用することができるって話を聞いたことがあるんです。例えば、長時間の利用だと一時保育を使って、短時間ですと誰でも通園制度を利用するという使い方はできるんですか？

事務局 並行して使うことは可能でございます。

委員 認定なんですけれど、どれぐらいの期間がかかるのかな、っていうところが、やっぱり1番気になるところ。認定基準ですけど、どういったことが基準となるのか。その基準にあった方に認定証をお出しするっていうお話をされてたところと、一度その認定証が下りたら、ずっと更新されていくものなのかなっていうところ。年度をまたいで、その次の年度もそのまま申請をしないでいけるのかっていうところ。あと、3歳未満ってあるんですけど、以前もお話出てたと思うんですけど、未就園児じゃないのかな、なぜかなというところで、4月途中で3歳になられる方とかは対象にはならないですかね。

集団生活に慣れさせるとかっていうお話ですと、やっぱりそういった方たちが1番望んでみえるところかな、というところで気になったのでお願いします。

事務局 お子様の認定についてですが、基本的には家族構成などい

わゆる保育園の入園申し込みと同じような形で、最低限の住所、名前とお子様の年齢、お子様の状態、こういうことに気をつけてほしい、アレルギー対応だとか、服薬をしているかとか、そういったお子様の健康状態とか、審査で撥ねるということは、想定はしてないですが、そういった項目になっていくものだと思っております。

1回認定すればいつまで有効なのかっていう話ですが、こちらにつきましては年度末、令和8年5月に認定登録をしたら9年の3月までが認定証の有効期間ということになりまして、年度が変わればまた年齢も上がってきますので、改めて誰でも通園制度の事業を利用される場合は、申し込みをしていただくというような仕立てを想定しております。

なるべく保護者の方に負担がないような形で、それからお子様をお預かりするので、お子様の状態が2年も3年もその有効期間を出してしまうことで、途中でお子様の状態も変わる可能性もある、というところも鑑みながら、有効期限というのは、今考えているのは1年ごとで考えております。

それから3歳未満というのは、3歳のお誕生日の前々日までこの事業を利用できる日という形で、国の示したルールに乗っかってやらせていただくという形になりますが、今示されてるのは3歳のお誕生日の前々日までという利用が可能だということで案内が来ております。

認定の期間につきましては、他自治体でもうすでにやっていると、2週間から3週間と言われております。どのぐらいの利用の方がお見えになるかということもありますし、ある程度一定のルールに乗っかっていけば、もう少し早くできるのかなとも思われますが、なるべく皆さんにご迷惑ならないような形で早急に対応ができるような、人員体制の方もございますのでっていうところはあるんですが、他自治体の状況を見ると2週間から3週間と伺っております。

会長

ということは認定証が出て、その後面談をして日程を確定するってなると、実際の利用までには1ヶ月以上はかかるということになりますか。

事務局

はい、会長の言われるとおおり、他自治体の例でいくと1ヶ月ぐらいかかるのかなと考えています。

- 委員 となると4月はもう利用がない状態ってことですよ。
- 事務局 おっしゃられるとおりで、なるほどと思いました。4月は利用できないってことになりますので、今の有効期限の話も含めてですね、当然使えない期間がないように、これは令和8年4月からやっていかなければならない事業ですので、切れ目なくやらせていただきます。ご指摘いただきながら、良いものにしていきたいと思えます。
- 会長 多分動いていかないと課題も見えない部分もあるかと思えます。お気づきの点ございましたら、事務局に皆さんご助言いただければと思えます。3歳未満についても満3歳になると幼稚園での預かりが始まるので、おそらく幼稚園を利用しましょうというところで、制度上は3歳未満で切られてるんだと思えます。法律の制度なのでって言ってしまえばそうなんです、法の拘束というものがあるというところですね。
- 委員 こども誰でも通園制度、子どもが集団生活に慣れていくことを目的っていうことでしたが、月の利用時間が10時間とかなり短い状況で、うちの子どもも保育園になれるまでやっぱり1ヶ月、2ヶ月とか結構長い期間、毎日通わせてやっと慣れていくっていうところだったと思うんですけども、モデル事業とか先進的にやられている自治体の、狙いに沿った結果が得られてるとかっていう事例がもしあれば教えていただきたいなと思えます。
- 事務局 この10時間につきましては、この事業自体は令和6年度からモデル事業という形で、全国市町村で手を上げられたところから始まっております。ごくわずかですが。そして令和7年度も任意ではありますが、手を挙げられた自治体を実施しているところです。この10時間、どうやって決まったんだっていうお話なんです、これも法に基づいて国が決めたところではありますが、この10時間という上限について国の言っているのは、月10時間は1日中利用するとすれば月1回、午前中約2時間利用するとすれば毎週利用、というイメージから10時間という時間を算出したものです、と。違う違うっ

ていう、お子さんを持った皆さんは、そんなわけないでしょう。というのは、よく感じます。国の検討会の中でも10時間が本当に適切なのかっていうところは、今ですら議論されておりますが、来年度に向けてはまずこの月10時間上限っていうのは示されました。

他市町どうなのかっていうところで、大体の市町は月10時間と国の示している時間でやっていこうっていうところで。スタートしたばかりではありますが、ネットとかで見ますと、福岡市がこの10時間では足りないということで40時間か50時間ぐらいを市独自で上乗せをして、こども誰でも通園制度っていうことで門戸を開くというか、やっていきましょう、っていうことで上乗せしている自治体は確かにございます。

こども誰でも通園制度、こういう制度が始まったっていうのは、そもそも一時保育を全国全ての自治体がやっているわけではありませんでした。犬山市は、一時保育は昔からやっているところですので、やっている自治体にしてみると同じような事業がもう1つできるのか、っていうようなイメージを持たれるかと思えます。そういった一時保育をやっていない自治体ですと、お子様にとっては、保護者にとってもですが、預ける先であったり、子どもを主体としたこどもとの関わりというところの場が全くない自治体があるという状況を踏まえてできたのが、このこども誰でも通園制度という制度になります。

そういった背景もありますが、やはり委員がおっしゃられた10時間というのは非常に短いというご意見はすでに出ていところでして、ただ、犬山市は来年度以降まずは国の基準には基づいて実施していこうと思っております。利用実態とかそういったものを含めまして、今後どうしていくのかっていうのはその先になるのかなど。この10時間までは国の補助金もいただけます。予算の話をするわけではないですが、超えた分となると市の独自政策という形になりますので、市全体で考えていかなければいけないかなど、今の時点ではそう考えております。

委員

認定基準の質問が出た時に、アレルギーや、そういうことでは拒否しませんって話だったんですけど、例えばこの必要定

員数に対して認定できる人数は決められてるのか。申請されたら基準によってどんどん認定できるっていうものなのか。何人来るかはわかんないんですけども、どんどん認定していけば、必要定員数は上げざるを得ないが。

令和8年度からで、始めてみないとわからないと思うんですけど、簡単にこれを引き上げられるものなのか、最初の想定として認定は何名ぐらいって今の時点で決まっているかどうか教えていただけたら。

事務局

認定につきましては、いわゆる認定証を発行することになります。こちらについての制限はございません。ですので、保護者にとってみるとお守り代わりと言ってもいい良いのかもしれない。この認定数を申請が上がった時点で我々の方で調整をするといったことはする予定はございません。

委員

一応利用するかしないかわからない、でも利用するかもわからないっていう時は、認定証までは先にいただいておくことができるのでしょうか。認定証をいただいても、もしかしたら利用しないかもしれないけど、預けたいってなった時に認定証があったほうがやっぱりいいなと思うので、保護者の意見としてはそこまでは手続きさせていただきたいというのがあります。

あと、先ほど福岡市の40時間やられてるとか、それだったら預けたい、利用したいと思います。正直10時間でしたら預けるのはここまでやるのは面倒だと私は思います。

事務局

認定証につきましては、申請いただくことは構わないということになります。いざ、お子さんをどこで通わせたいかということに関しては、その都度申請いただくこととなります。

それから40時間なら考えるというお話でしたが、実際4月からの利用実態を見ながらということと、この制度が始まって、どういうご意見があるのかなというところも探ってかなければいけないのかな、と委員の質疑の中でも感じましたので、そういったご意見なんかを集約できる場なんかも、来年度以降ちょっと考えていかなければいけないと思いました。ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。時間数に関しても希望と実際、その制度とその環境を整える、場所もそうですし、人の手当もそうです。色々なことを総合的に考えなければなりませんけれども、まずは進めつつ、市の方も柔軟に色々に対応していただければと思います。よろしくお願いします。そろそろ開始して1時間ぐらい経つんですけども、次で最後ぐらいにしようかと思うんですが、いかがでしょうか。

委員 今日の子ども・子育て会議のメンバーでさえ、これだけいろんな意見が出たっていうことなので、市のホームページで今日出た意見もそうですし、Q&Aでそこへ行けばこの制度についてよく分かる、というか、理解度を進めないといけないと思います。

それと未就園児なので、まだ保育園に通ってない親御さんたちが預ける話なので、その発信もなかなか届かないと思います。今、園にいる人の弟さんとかそういうことだったら分かりやすいんですけど、全く保育園に関わりのない人たちが今回預けたいという時のために、そういったQ&Aを含めて発信をしてかないと、なかなか利用も伸びないかなという風には感じました。

それと今日、皆様のご意見、質問聞いてたりすると、どちらかといったら皆さんちょっと厳し目の意見だったり、質問だったりするところはあったんですけど、私個人的に考えて、今一時保育はあるんだよ、犬山のベースではあるんですけど、プラスアルファ国からこの10時間見れるよって、僕はボーナス特典を国からもらったなっていう風に捉えてるんです。今までの一時保育以外に1つ枠が増えたんだよっていう認識でいいですか？

事務局 発信につきましてはQ&A等々ご意見ありがとうございました。やはり届かないところはあるかと思いますが、1番はこの保健センターでの健診のところであったりとか、子育て支援センターも未就園児の親子でお見えになるところがありますので、そういった場を使ったりとか、そういったところでの発信、ご案内も必要があると思っております。

それから、プラスして1つ増えたんだよってお話言っていたきました。羽黒南子ども未来園でまずはスタート切って

いくわけなんです、例えば、こども誰でも通園制度で10時間まで羽黒南で使いました、それでもやっぱりもっと使いたいよってなった時には、そこから10時間超えたところは一時保育で引き続き使っていただくっていう形で、そういう抱き合わせて使っていただくことは当然可能ですので。10時間でおしまい、でも本当は通わせたいのにできなかったということがないように、そういった意味もありまして、この羽黒南子ども未来園の一時保育の場所を使いたいというところで考えたところでございますので、有効に活用していけたらなと思っております。

委員

犬山市にお住まいの妊婦さんとかに訪問させていただいてるんですけど、これから市外に転居予定の方で、県をまたいだり市をまたいだりしても使えますよということなんですけど、この月10時間って各市町村で10時間と捉えるわけですか。変な言い方ですけど、私が訪問してご相談を受けた方だと、住民票は岐阜県だけど、こっちにもう長年住んでるしお友達もいるからそういうとこで預けたり、自分のところの市町村で預けたりですと合計20時間使えるのっていうとか。認定証をそれぞれの市町村で発行するってなると、おばあちゃんとかで行ける、自分とこで行ける、友達のところで行けるってなると、いっぱい使えるぞって喜んじゃった感じで。それがどこまで共通なのかが分からなかったんで、一瞬どうしようかなって迷って。そんな手が使えるんだったら、おばあちゃんところでも行けるよねって思うとお母さんたち、いざとなったら預けるおじいちゃんっていうのが想像できちゃうっていうのがあったので、この10時間を各市町村なのか、本人さん1人に対してなのか、市町村またぐ時に、その情報共有どうなるのかなっていうのがちょっと気になったので。

事務局

この10時間というのはお子様1人につき10時間です。1月当たり10時間となります。申請につきましては、住所のある市町村で申請をしてもらい、そこから認定証を発行されることとなります。お子様1人当たり月10時間となりますので、最後に言われた20時間、30時間にはなりません。

あと、転出につきましても引き継がれることになっていきますので、トータルとしては10時間というところでの上限

は、変わりはありません。

会長

ありがとうございます。
それでは次の議題に移りたいと思います。

(2) (仮称) 犬山市こどもの権利条例について

事務局

【説明】

会長

ありがとうございました。条例の骨子についての説明、それからスケジュールと2点ございましたけれども、何か質問等がございますでしょうか。なかなか具体的なものではないので、ご意見をと言っても何も言ったらいいのかというところかもしれません。

こどもの権利はこの原則4つという風にかかれてあります。その他、役割や責務等を書くことになってます。そういったところに関してもご意見頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

委員

お伺いしたいのが、これ見るとスケジュールすごいタイトだなと。令和7年で、この会議、今日が黒ぼっちがついてる状況なんですけど。

まず1つが進め方なんですけど、これってどこか先行する市町の進め方を参考にしているのかどうかってことと、これだとすでに作業内容の整理もついている段階かなって思うんです。この、こどもの意見の聴取とか今学校の協力をいただいてってことなんですけど、どうやって進めてくのかなってことも気になったので、そういったところお伺いできればと思いますのでよろしくお願いします。

事務局

スケジュールについては、特段参考にしているものはありません。来年度中に制定という目標はありますので、逆算したスケジュールと認識いただければと思います。

学校については、訪問して生徒会とか、来年度は各クラスに聞いてから生徒会に話を伺うとか、代表して話を伺うとか。学校のほかにも、「ゆうゆう」とか「わいわい」とかありますので、そのあたりで意見を聞いてみるとか、放課後デイサービス

とかもあるのですがそのあたりとか、来年度が幅広になってくるとは思うんですが、薄く広く、と言っただけでは何ですが、広めに意見をいただきたいと考えておりますので、そういった形で訪問するという形で意見聴取する。

もう1つの方法としては、学校にタブレットが入ってますので、そちらを使うことを考えてるんですが、そうした場合に意見の深掘りとかがあまりできなくなってくるっていう部分もありますので、ちょっとどういう方法がいいか、というのは色々今作業整備していく中で、何が適切か、考えていきたいなと思っております。

委員 こどもの意見聴取サポート講座はどんな人が対象でしょうか。これに行けるのはどんな人ですか。

事務局 こちらはLINEとかで応募はかけたいと思っておりますが、今回に関しましては、こども若者ミーティングの方のご協力をいただきたいので、そちらの日にも来れる方っていう形になります。どなたでも基本大丈夫。定員とかはございますので、その辺りでご相談して形はあるかもしれないですけど、例えば、こういう人はダメとかの予定は特にしておりません。

委員 この条例の制定にあたっては、やっぱり犬山市で虐待における事故があって、市としても何とかしなければいけないところから多分始まってると思うんです。

意見聴取って言った時に、多くの家庭はまず問題ないと言いか、僕が1番心配しているのは意見聴取をしなければいけないのは、色々問題があるところからの意見が必要だと思ってるんですけど、その意見っていうのはなかなか我々のところには届かないというか、普通に意見聴取をしても出てこないところだと思うんですけど、そういったところはどのようにお考えになってますか。

事務局 こどもの権利条例というのは理念条例になりまして、こういう理念のもとで犬山市はやっていきます、と表明するものになります。

きっかけとして、委員の言われる虐待の事件があったのは間違いないとは考えていますが、こどもの権利というのは、今

虐待を受けている、そういう状況に置かれているこどもだけではなく、どのような子であっても突然何かあるかもしれないということを考えると、今のところ、虐待対応していますので、そういう子の意見を直接聞くこともできますが、そういうことは考えてはいません。

基本的には、みなさんに幅広くご認識いただきやすいものを考えていますので、一般的って言うてはいけないんですが、学校で聞ける子、施設に行っている子、放課後デイとかですね。それから不登校の子とかもいらっしゃるんですけど、そういった形で色々なご意見を集めるということは考えておりますが、委員が言われる問題がある、例えば一時保護中の子とかを想定かなとは思いますが、そういった子はいろんなバックボーン、背景とかございますが、意見聴取としては、今の時点では特別な児童養護施設とか保護施設というところは考えておらず、先ほどお話しましたように学校とかをメインにやっていきたいという風に考えております。

委員

子どもの意見を聞く機会はこのスケジュール見るとたくさん取り入れられてて、それがより反映されるといいのかなと思うんですけども、大人の周知のタウンミーティングがこの記載だと1回しかないので、大変申し訳ないんですけど、こどもの権利を阻害するのは理解が低い大人ですよ。幼稚園にうちの子たちが行っていた時も、子どもたちが当然園庭で騒いで遊ばすよね。それをご近所の定年退職したおじいちゃんがうるさい、黙れと苦情を幼稚園に言いに来たこともあるっていう風になると、もちろん子育てをしてるご両親たちとかは自分の子達やお友達のことを大切に育てるし、子どもたちも権利として正しいものを選択しようとすると思うんです。けど、やっぱりそれを阻害するのは理解のない大人なのかなっていうところで、もうちょっと大人、いろんな人、世代を問わず、周知して一緒にやっていって欲しいなって思うので、もうちょっと周知の機会が増えてもいいのかなと。

事務局

子どもの権利を侵害するのは大体大人っていうのは、おっしゃる通りで、その定年退職したおじいさんにもいろんな事情があるんだろうとは思いますが、条例を作る上では子どもの意見を聞いてやっていきたいというのは先ほど申し上げ

げました通りです。

言われるように、この条例については条例を作ったからといって、例えば先ほど上原がご説明しましたようなこども誰でも通園制度のように、何か制度が始まるものではありません。作って制度を動かしてってということではなくて、条例を作りまして、こどもたちにはこういう権利があるんですよというのを周知していく、そのために条例を作る。市の方針としてこういうこどもの権利を守っていくんだっていう形になります。

先ほどおっしゃった大人への周知というのは、制定をした後にいかにやっていくか、条例を作った後に最も重要になってくることだとは考えています。まず条例を作るにあたりましては、当事者になります子どもたちの意見を反映させて集約して作りたい。周知については、もちろん子どもたちにも周知をしていくんですが、大人に対しても十分な周知に努めていけるように、時間軸としてはパブリックコメント後という形にはなっていくんですけど、そういった形で周知の方はやっていきたいという風には考えておりますので、よろしく願いします。

会長

ありがとうございました。ちょっと先の課題まで頂いている状況になっていきますけれども、是非、先を見通してやっていけるといいかなと思います。

1点私から質問をさせていただきたいんですけど、子どもの権利の4つの原則のところ、「自分らしく生きていく」「のびのびと豊かに育つ」それから「安全に安心して生きる権利」「主体的に参加する権利」と4つあるんですが、いずれも大事な権利だと思っています。

これまでのこども計画を立てる時、それから今のこども家庭庁等が発信している「子どもが意見を言う権利」というものに関しては、推測すれば多分主体的に参加する権利の中に入るんだろうとは思いますが、主体的に参加するとはどういうことかっていうようなことと、やっぱり分かりにくいかもしれないというのが私の感想です。

「子どもが意見を言う」というような率直な言葉とかで表現されてもいいかな、それ以外に何かもう少しいい表現があればとも思うんです。

事務局

こちらの文言につきましては、他の自治体の条例の見出しのようなところを引っ張ってきたものになります。

おっしゃる通り、主体的に参加する権利のところ、「自分たちで意見を表明する機会が与えられる」ですとか、「意見が尊重されること」というのが記載されているのが他の自治体の状況になります。正直、条例そのものを皆さんが見ることはほぼなくて、すごく分かりにくい文章で作ってあります。

大人の方、こどもの方に知っていただくにあたっては、それをいかに読みやすくかみ砕いた文章で、例えばパンフレットや周知チラシとかを作るかっていう話になってきますので、仮に条例を作った時はこういう文体になるかもしれないですけども、周知の文書、チラシとかこういう条例を犬山市は作ったよっていう時には、もっと分かりやすい言い回し、会長が言われたように、自分で言っているんだよとか、主体的に参加する権利だなんて難しい単語はなるべく使わずに、分かりやすい、かみ砕いた表現でできるようなものにしたいなと考えておりますので、別のもの、周知とかそういった関係で努力していきたいと考えています。

会長

ありがとうございます。大体お時間になってきたんですけども最後よろしいでしょうか。今日はお隣に副会長がいるので、最後に副会長から。

副会長

まずは皆様、前回大変失礼いたしました。私事でしたがお休みをいただいてしまいまして、そして今日改めまして、皆様とこうしたとても有効なお話にできたこと、嬉しく思っております。

今、会長もお話をしておられましたけれども、やはり今回のこの取り組みということでは、子どもにいかに自分の意見を言わせるかということが非常に重要になってくると思います。そして、その子どもの意見を反映させていくことこそが、この条例を作っていくことの意味だと思いますので、また是非とも皆様のご意見を伺いながら、素敵な条例ができるように望んでおります。どうぞよろしく願いいたします。今日はありがとうございました。

会長 予定されていた議事は終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

事務局 会長、副会長ありがとうございました。
おかげさまで予定していました大体90分ほどで会議を進めることができました。

色々本当にたくさんのご意見いただいてありがとうございます。

本日はお忙しい中ありがとうございました。

以上